

○那珂川町生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第36号

(目的)

第1条 この告示は、ごみ減量化の一環として家庭から排出される厨芥類（以下「生ごみ」という。）を自家処理するために、生ごみ処理機器を購入しようとする者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量と資源化を促進し、住民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(令3告示40・一部改正)

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる生ごみ処理機器は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 機械的に生ごみの容量を減少させる機器
- (2) コンポスト容器

2 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 那珂川町に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 生ごみ処理機器で処理されたものを自家処理する者
- (3) 町税（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がない者
- (4) 本町の補助金制度において、過去に同一の補助対象機器の購入に対する補助金を本人又は同一世帯の者が受けていない者

(令3告示40・一部改正)

(補助金額及び補助対象数)

第3条 補助金の額は、生ごみ処理機器購入費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）又は1,000円のいずれか高い方とする。ただし、生ごみ処理機器購入費の額が1,000円に満たない場合はその額とする。また、3万円を超えるときは3万円とする。ただし、コンポスト容器にあつては2万円を限度とする。

2 補助する台数は、1世帯につき1台とする。

(令3告示40・令4告示69・令5告示171・一部改正)

(交付申請兼請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に生ごみ処理機器購入に係る領収書及び保証書の写しその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請兼請求は、当該機器を購入した日の属する年度内に行うものとする。

(令5告示171・一部改正)

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の申請者に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(令5告示171・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第6条 補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る生ごみ処理機器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(令3告示40・一部改正、令5告示171・旧第7条繰上)

(補助金交付決定の取消し)

第7条 町長は、補助金交付決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(令5告示171・旧第8条繰上)

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

2 町長は、譲渡又は虚偽の申請の規定により、交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(令5告示171・旧第9条繰上・一部改正)

(協力義務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、生ごみ処理機器を有効に活用し、生ごみの減量と資源の活用に努めなければならない。

(令3告示40・一部改正、令5告示171・旧第10条繰上)

(補助期間)

第10条 補助期間は、令和8年3月31日までとする。

(令5告示171・追加)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の馬頭町機械式生ごみ処理機設置補助金交付要綱（平成13年馬頭町告示第48号）又は小川町機械式生ごみ処理機設置補助金交付要綱（平成15年小川町告示第24号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文（令和3年8月26日告示第40号）抄

令和3年9月1日から適用する。

改正文（令和4年10月7日告示第69号）抄

令和4年10月11日から適用する。

改正文（令和5年3月31日告示第171号）抄

令和5年4月1日から適用する。

那珂川町生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

那珂川町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
連絡先

生ごみ処理機器購入補助金の交付を受けたいので、那珂川町生ごみ処理機器購入補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請し、併せて、交付の決定がされる額の補助金の交付を請求します。

購 入 品 名	
機器の種類	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理機器 <input type="checkbox"/> コンポスト容器
購 入 費	円
補助額の計算 (A)	購入費 _____ 円 × 2/3 = _____ 円 (1,000円未満切捨)
補助金申請額	(Aの額と上限額を比較して 円 いずれか低い方の金額)
添 付 資 料	(1) 補助対象経費の商品名、金額及び日付が明記された領収書の写し (2) 生ごみ処理機器については保証書の写し (3) その他町長が必要と認める書類

補助金の振込先口座

(下表に記入のうえ、当該通帳の写しをご提出ください。)

金融機関名		支店等名	
預金の種類	当 座 ・ 普 通	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第2号（第5条関係）

補助金交付決定通知書

那珂川町指令 第 号
年 月 日

様

那珂川町長



年 月 日付けで申請のありました生ごみ処理機器購入補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、那珂川町生ごみ処理機器購入補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

補助金交付決定額	金 円
交付条件等	(1) 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付に係る機器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (2) 補助金の交付を受けた者は、機器を有効に活用し、生ごみの減量と資源の活用に努め、排出するごみの減量に努めなければならない。

様式第3号（第8条関係）

補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

那珂川町長



年 月 日付け那珂川町指令 第 号で交付決定した生ごみ処理機器購入補助金について、その決定を取り消したので、那珂川町生ごみ処理機器購入補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

取消し内容	交付決定額	
	取り消す額	
	更生決定額	
取消し理由		

様式第1号（第4条関係）

（令5告示171・全改）

様式第2号（第5条関係）

（令5告示171・全改）

様式第3号（第8条関係）

（令5告示171・全改）